

地方創生に関する包括協定書

三木市（以下「甲」という。）と Brinc Japan（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、三木市の地方創生の実現に向けて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が互いに緊密に連携し、協働することにより、三木市の地方創生を推進し、一層の地域社会の発展を図ることを目的とする。

（連携の範囲）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協働する。

- (1) 起業家育成支援に関すること。
- (2) 国内外問わず三木市の先進的な取組発信に関すること。
- (3) 地域課題解決に資するデータ活用総合型官民連携に関すること。
- (4) その他地方創生に関すること。

（協議）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める連携事項を円滑かつ効果的に推進するため、甲と乙の双方に窓口を設置し、必要に応じ協議を行うものとする。

（費用負担）

第4条 本協定に基づく業務の遂行にあたり発生した費用は、各自が負担するものとし、相手方には請求しないものとする。

ただし、当事者が書面により別に合意した場合はその限りでない。

（知的財産権）

第5条 本協定に基づいて行う業務の過程で得られた発明、考案、意匠、著作物その他一切の成果に係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）その他の知的財産権（ノウハウ等に関する権利を含む。）の帰属は、当事者に帰属するものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、甲及び乙のいずれからも本協定の解約又は変更の申し出がないときは、有効期間満了日の翌日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(解約)

第7条 甲又は乙のいずれかが有効期間の中途において解約を申し出た場合には、協議して決定するものとする。

(秘密保持)

第8条 甲及び乙は、本協定の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報（以下、「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本協定の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。ただし、情報を受領した者は、自己又は関係会社の役員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、同様の義務を負わせることを条件に、情報を受領した者の責任において必要最小限の範囲に限って秘密情報をそれらの者に対し開示することができるものとする。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しないものとする。

- (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
- (2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報

(反社会的勢力の排除)

第9条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。

- (1) 自ら又は自らの役員若しくは実質的に経営権を有する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。
- (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと。
- (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと。
- (4) 反社会的勢力を利用していると認められる関係を有しないこと。
- (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと

- (6) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、相手方が前二項のいずれかに違反したことが判明した場合、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方に対して何らの催告を要せずして、直ちに本契約を解除することができる。
- 4 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し解除により相手方が被った損害を賠償する。
- 5 第3項の規定により本契約が解除された場合、解除された者は、解除により損害が生じた場合でも、相手方に対し一切の損害賠償請求を行わない。

(合意管轄)

第10条 甲及び乙は、本協定に関して紛争が生じた場合には、民事訴訟法第4条第1項に基づき、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属することに合意する。

(その他)

第11条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項又は本協定の内容若しくは運用等に疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名・押印の上、各自1通を保有するものとする。

2025年3月11日

甲 兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市
三木市長

乙 東京都渋谷区桜丘町1番4号
Brinc Japan
代表取締役 CEO